

静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第47号

静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成20年静岡県条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第1（略） 1～14（略） 15 <u>肥料取締法</u> （昭和25年法律第127号）第4条第1項の登録の申請又は同法第13条第1項、第16条の2第1項若しくは第3項、第22条若しくは第23条の規定による届出に係る事実についての審査 16 漁業法（昭和24年法律第267号） <u>第65条第1項又は第66条第1項</u> の許可の申請に係る事実についての審査 17～21（略）	別表第1（略） 1～14（略） 15 <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u> （昭和25年法律第127号）第4条第1項の登録の申請又は同法第13条第1項、第16条の2第1項若しくは第3項、第22条若しくは第23条の規定による届出に係る事実についての審査 16 漁業法（昭和24年法律第267号） <u>第57条第1項又は第119条第1項</u> の許可の申請に係る事実についての審査 17～21（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例中別表第1の15の改正は肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第62号）の施行の日から、同表16の改正は漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日から施行する。